伊賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料4

改正後	改正前
伊賀市国民健康保険条例	伊賀市国民健康保険条例
平成16年11月1日条例第162号	平成16年11月1日条例第162号
(罰則)	(罰則)
第10条 世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、	第10条 世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、
<u>又は虚偽の届出をした</u> 場合においては、その者に対し、10万円以下の過料	若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定によ
に処する。	り被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の過
	料に処する。